

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第251号

今回のテーマ「特定（産業別）最低賃金 2024」について

特定最低賃金が適用される産業については、今年の改定額を確認ください。

【九州沖縄の労働局】

福岡県 <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/home.html>

佐賀県 <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

長崎県 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/home.html>

熊本県 <https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/home.html>

大分県 <https://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/home.html>

宮崎県 <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/home.html>

鹿児島県 <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/home.html>

沖縄県 <https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/home.html>

福岡県の最低賃金（地域別・特定「産業別」）

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間992円	令和6年10月5日

特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	1時間 1,106円	令和6年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 1,071円	令和6年12月10日
輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間 1,081円	令和6年12月10日
百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	1時間 1,000円	令和6年12月10日
自動車(新車)小売業最低賃金	1時間 1,066円	令和6年12月10日

- ・上記5つの特定(産業別)最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（地域別）が適用されます。
- ・業種分類は日本標準産業分類（令和5年7月告示（令和6年4月1日施行））に基づくものです。
- ・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ・最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- ・月給制の場合は、月給を1箇月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。
- ・派遣労働者の最低賃金額については、派遣先の事業場に適用される最低賃金額となります。
- ・詳しくは福岡労働局労働基準部賃金室（電話 092-411-4578）又はお近くの労働基準監督署にお尋ねください。